

市町村の意見等（課題・ニーズ）

1 ヒアリング調査

- (1) 対象 県内全市町村
- (2) 期間 平成 28 年 2 月 1 日～16 日
- (3) 結果（主な意見等）

ア 排出量の把握

(ア)家庭から排出される食品ロス調査

- ・ 市町村によって扱いが違っていると数字の取りまとめが難しくなるため、調査方法を決めて統一しなければならない。
- ・ 実際に調査してみると、手付かず食品の判別はできるが基準は必要。食べ残しと過剰除去の違いが分かりにくい。
- ・ 調査方法として、直接サンプルを採取する方法と家庭へのアンケートによる方法の 2 種類ある。直接採取する場合でも、どこで採取するか要検討（焼却施設のピット、搬入時の収集車、ステーション）
- ・ 未開封食品の調査は実施している。
- ・ 他市の事例を参考に、食品ロス調査の実施を検討中
- ・ 調査には費用がかかる。

(イ)事業系一般廃棄物の排出状況の把握（主に食品廃棄物）
（調査方法等、市町村施設以外で処理される量の把握）

- ・ 事業系一般廃棄物には食品廃棄物が多く含まれている。
- ・ 食品廃棄物の発生量については、多量排出事業者からの報告で把握できる。
- ・ 事業系については業態が多岐にわたり、調査対象を決めるのが難しい。
- ・ コンビニエンスストア等のチェーン展開している店舗については追跡できていない部分もあり、どのように追跡するか課題
- ・ 市町村処理施設への搬入量は把握しているが、事業系の食品ロスに限った調査は実施していない（全市町村）。
- ・ 市町村施設へ搬入されない事業系廃棄物の全量把握はできない（全市町村、「市町村協議により把握」との回答もあり）。
- ・ ピット前検査（展開検査）を実施している。
- ・ 人が足りず、展開検査は難しい
- ・ 食品ロスか否かの判断が難しい

イ 排出抑制対策

(ア)家庭向け

（生ごみ処理機、賞味期限の理解、食べ切り、適量の購入、水切り等）

- ・ 2～3 年前から、ごみの発生自体を少なくすることを重点事項としており、毎月

10日と30日に冷蔵庫の中身チェックを啓発している。

- ・ 生ごみコンポストや電気式処理機の助成は、家庭用が中心
- ・ 地域の生ごみのリサイクルを進めるリーダーと連携して、生ごみの減量化、堆肥化を推進
- ・ 家庭向けの大型生ごみ処理機を設置しても、利用が少ない。
- ・ 食材を残さず使い切るための啓発冊子等を作成して配布（一部で全戸配布）

(イ) 事業者向け

- ・ 食べきりを推奨する飲食店の登録制度を設けているが、チェーン展開している店の協力は難しく、実際に食べきりを実施することでどのくらい残渣が減るのか計測はできていない。
- ・ フードバンクの状況は不明。安全性・衛生面の問題をどうクリアするか、エリアを定めて実施しないと広域的な範囲で行うことは難しい。
- ・ 小学校給食残渣を民間リサイクル業者に委託して配合飼料原料にリサイクルしている。中学校給食も同様の取組として開始予定
- ・ もったいないをキーワードにしたチラシを作成して配布

ウ 再生利用対策

(ア) 民間施設の誘致等

- ・ 現時点で、民間施設の誘致は難しい、施設を誘致できる余地がない。
- ・ 既存の民間再生利用施設は処理容量が少ない、自区内に施設がないので、食品関連事業者に再生利用を案内できていない状況

(イ) 市町村施設の整備

- ・ 現時点で、具体的な施設整備の計画はない（全市町村）。
- ・ 本格的に取組を推進する場合、民間施設では物量的に間に合わず、地方自治体として施設整備を検討しなければならないが、土地の問題もあり、困難
- ・ 地域住民の理解を得なければならないなど、困難
- ・ 小学校給食用の野菜栽培分の堆肥を作る小規模堆肥化施設なら検討の余地してもよいかと思っている。

(ウ) 排出者への働きかけ、又は、再生品の適切な利用先の確保（仲介等）

- ・ 問い合わせがあれば誘導するように心掛けている
- ・ 家庭系か事業系かでアプローチが変わってくるため検討必要
- ・ 自区内にある民間施設では、まだ受入余力はあるが、再生品（飼料）の品質管理のため、受入物のハードルが高い。
- ・ 食品廃棄物が腐敗すると堆肥化も飼料化もできないが、新鮮な生ごみだけを分別、回収することは難しいため、生ごみ処理機など発生元で自家処理することが一番簡単と考える。
- ・ 再生品（堆肥）は農協が利用を断ったり、農家が使いたがらない。

- ・ 家庭用生ごみ処理機で出来た堆肥の利用先確保するようなリサイクルループを作ることも課題
- ・ 食品廃棄物の収集、処理費用がかかるため、個人事業者にとっては再生利用が難しい。
 - ・ 堆肥化しても運搬費用がかかる等、出口確保が難しい。

(エ) 処理手数料

(多くの市町村)

- ・ 処理原価の範囲で負担を求めていく。

(県内では比較的高く設定している市町村)

- ・ リサイクル単価も考慮して処理手数料を設定

2 「食品リサイクル等の促進に係る打ち合わせ会」での意見

- (1) 対象 政令4市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）、鎌倉市、小田原市、湯河原町
- (2) 日時 平成28年9月1日
- (3) 結果（主な意見等）

- ・ 家庭の食品ロスを削減するためには、普段から食材を無駄にしない行動の習慣化が必要である。
- ・ 外食業では、お客に無理に食べさせることはできないし、保健所から持ち帰りを止められることもあるので、消費者自身が食べ物を残さないという意識を持つ必要がある。
- ・ リサイクル費用が高いため事業者はリサイクルをしようとしにくい。
- ・ 事業系ごみの処理手数料を値上げしたが、ごみの量が全く減らないので、受け入れ先（リサイクル業者）が少ないのが問題と思われる。
- ・ 外食業へは食べきりの協力など発生抑制の普及啓発を実施している。事業者に対して再生利用を促すこともあるが、受け入れ先が少ない状況では厳しい。
- ・ 事業者（幼稚園や小学校を含む。）による生ごみ処理機の設置は、メンテナンスや肥料の扱いに苦慮し、根付かない。